

令和6年度デカボ愛媛プロジェクト推進事業委託業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、令和6年度デカボ（※）愛媛プロジェクト推進事業を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めたものであり、企画提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

なお、本募集は令和6年度愛媛県当初予算の成立を前提とするものであり、事業の中止や内容の変更もあるので留意すること。

※デカボとは：Decarbonization（脱炭素）の略

1 目的

本事業は、生活者の約7割が脱炭素の重要性を認識しながらも、具体的な行動を起こせていないとの民間企業の調査を踏まえ、脱炭素化に向けた県民総ぐるみのアクションを引き出すため、「楽しさ・貢献実感」をトリガーとし、県民・地域・商品の「脱炭素の見える化」を通じて、県民の意識や行動を大きく変容させることを目的とする。また、本県の脱炭素先進県としてのイメージを向上・定着させることで、愛媛県が環境意識の高いZ世代（若者世代）から選ばれる地域を目指す。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和6年度デカボ愛媛プロジェクト推進事業委託業務
- (2) 業務内容 別添「デカボ愛媛プロジェクト推進事業委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託上限額 48,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、委託上限額を超える提案については、無効とする。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 スケジュール

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年3月8日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年3月19日（火）午後3時（必着） |
| (3) 参加申込書受付期限 | 令和6年3月19日（火）午後3時（必着） |
| (4) 質問回答 | 令和6年3月28日（木） |
| (5) 企画提案書受付期限 | 令和6年4月8日（月）午後3時（必着） |
| (6) 審査会（予定） | 令和6年4月上旬 |
| (7) 結果通知（予定） | 令和6年4月中旬 |

4 企画提案公募（プロポーザル）の参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 単独で参加しようとする者
 - ① 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること。

- ② 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又は企画提案書提出時までに登録が予定されていること。
 - ③ 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
 - ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ⑥ 破産法（平成16年法律第225号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
 - ⑧ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ⑨ 国税及び都道府県税の滞納している者でないこと。
- (2) 共同企業体で参加しようとする者
 構成員のいずれかを代表者とする事。
 なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。
- ① 代表者は、前記(1)の要件を全て満たしていること。
 - ② 構成員は、前記(1)の③から⑨の要件を全て満たしていること。

5 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年3月8日（金）から令和6年3月19日（火）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで）

(2) 配布方法

愛媛県のホームページからのダウンロードによるほか、下記の「17 問合せ先・提出先」で配布する。

6 参加申込者等の確認

参加申込書を次のとおり受け付ける。

(1) 提出期間

令和6年3月8日（金）から令和6年3月19日（火）午後3時必着

(2) 提出書類

- ①参加申込書（様式1または様式1-1）
- ②会社概要（様式任意）※既存パンフレット等でも可

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留）により、下記の「17 問合せ先・提出先」に提出期間必着にて提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(4) 参加資格審査結果通知

参加申込者に対し、令和6年3月28日（木）（予定）に、参加申込書に記載されたメールアドレスにあてに通知する。

(5) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

7 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年3月8日（金）から令和6年3月19日（火）午後3時必着

(2) 受付方法

電子メールにより、下記の「17 問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式4）を提出すること。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

また、電子メールの件名は、「プロポーザル質問（デカボ愛媛プロジェクト）」とし、電子メール送信後に「17 問合せ先・提出先」へ送信した旨の電話をすること。なお、質問は、本プロポーザル及び業務委託に関する内容以外受け付けないものとする。

(3) 回答方法

質問及び回答を取りまとめの上、参加申込書を提出したすべての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次に掲げる全ての書類を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

ア. 単独で参加しようとする者

- ① 企画提案書送付文（様式5）・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ② 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正1部、副8部
・原則A4判、左綴じ（A3折込可）、ページ数制限なし（着色可）
- ③ 費用見積書（様式6）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正1部、副8部
・提案に必要な一切の経費を含めること。
- ④ 事業の実施体制（様式7）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正1部、副8部
・事業統括責任者、従事予定者
- ⑤ 類似業務実績調書（様式8）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正1部、副8部
- ⑥ 業務に係る実施スケジュール（様式任意）・・・・・・・・ 正1部、副8部

⑦ 会社概要（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・正1部、副8部
イ. 共同企業体で参加しようとする者

①から⑦に加え

⑧ 委任事項（様式2-1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

⑨ 委託業務共同企業体協定書の写し（例：様式2-1-ア）・・ 1部

(2) 提出期間

令和6年4月8日（月）午後3時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留）により、下記の「17 問合せ先・提出先」に提出期間必着にて提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(4) 留意事項

① 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。

② 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成する。

③ 提出された企画提案書は、返却しない。

④ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1提案のみとし、複数の提案をすることはできない。

⑤ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

⑥ 企画提案書は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

⑦ 参加を取り下げの場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

なお、提出期限後から受託候補者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、参加辞退届を提出するものとする。また、参加辞退届の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。

9 評価基準

別紙「令和6年度デカボ愛媛プロジェクト推進事業委託業務審査基準」のとおり

10 受託候補者の選定方法及び留意事項

(1) 選定方法

① 受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

② 選定は、県が別に設置する選定審査会において、企画提案書のプレゼンテーションの審査を実施する。その合計点が最も高い者を、受託候補者として選定する。なお、企画提案者が多数（6者以上）のときは、審査会において事前の書面審査を行い、当該審査を通過した者（3者から5者）のみを対象とする。

③ 企画提案者が1者の場合、プレゼンテーションではなく、書面のみの審査とすることがある。また、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に受託候補者として選定する。

- ④ 企画提案者がいない場合、また、1者であっても審査得点が総得点の6割に満たない場合には、再度公募を実施する。
 - ⑤ 評価点の合計が同点の場合、選定審査会の委員の協議により選定する。
- (2) プレゼンテーション審査方法
- ① 日時（予定）：令和6年4月上旬
 - ② 場所（予定）：愛媛県庁内会議室
 - ③ プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとする。
 - ④ プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、パソコン等については企画提案者が用意し、事前に「17 問い合わせ先・提出先」まで連絡すること。プロジェクターは、愛媛県が用意する。
 - ⑤ 指定時間に10分以上遅れた場合、審査対象としない。
 - ⑥ その他、詳細は別途参加者に通知する。

11 選定審査会の構成

選定審査会は委員3名で構成し、うち1名は外部の学識経験者等とする。

12 審査結果

審査の結果は、全ての企画提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問や異議は、一切受け付けない。

13 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と受託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添「令和6年度デカボ愛媛プロジェクト推進事業委託業務仕様書」は、受託候補者の企画提案内容によっては、県と受託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。
- (3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10分の1以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。
- (4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定審査会において次点となった者を受託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

14 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加

意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不審な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

15 失格要件

企画提案公募参加申込書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- (5) その他、選定審査会が不適切と判断したとき。

16 その他留意事項

- (1) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受託候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (4) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、受託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (5) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は受託料に含まれるものとする。
- (6) 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (7) 制作物に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利について交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含まれるものとする。
- (8) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全ての受託者の責任と費用負担で対応する。

(9) 受託候補者(受託者の社員を含む。)が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない、本委託業務終了後においても同様とする。

この取扱いは、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においても適用することとし、受託候補者の責任においてその者に順守させなければならない。

(10) 受託候補者は、委託費の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の支出額を記載し、委託費の用途を明らかにしておかなければならない。また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(11) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

17 問合せ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課

ゼロカーボン推進グループ

TEL : 089-912-2349 FAX : 089-912-2344

Eメール : kankyou@pref.ehime.lg.jp

※持参の場合、NTT 愛媛ビル2棟4階(松山市一番町4丁目2番地)に持参すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求

めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（注） 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。